

○経済産業省令第24号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の規定に基づき、計量法関係手数料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

計量法関係手数料規則等の一部を改正する省令

（計量法関係手数料規則の一部改正）

第一条 計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(傍線部分は改正部分)	

(在勤官署の所在地)

第二条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第三条 (削る)

検査等を実施する日数は、当該検査等に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫ごとに三日として旅費相当額を計算する。

2 | 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、四千元として旅費相当額を計算する。

3 | 経済産業大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

別表第一の二（第四条第二項関係）

特定計量器	一件についての金額
一〇十一 (略)	(略)
十二 削除	(削る)
十三・十四 (略)	(略)

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一〇五 (略)	(略)	四万八千八百円
六 振動レベル計	1 自己雑音試験、電源投入後の安定性に係る試験及びアナログ出力端子試験 2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	十二万三千三百円

(在勤官署の所在地)

第二条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第三条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 | 検査等を実施する日数は、当該検査等に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 | 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、四千元として旅費相当額を計算する。

4 | 経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

別表第一の二（第四条第二項関係）

特定計量器	一件についての金額
一〇十一 (略)	(略)
十二 振動レベル計	二十四万二千四百円
十三・十四 (略)	(略)

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一〇五 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

(計量法施行規則の一部改正)

第二条 計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)の一部を次の表のように改正する。

別表第三(第五条関係)			
基 準 器			一個についての金額
一〇九 (略)	(略)		
十 振動基準器			一万千二百円
十一・十二 (略)	(略)		

別表第三(第五条関係)			
基 準 器			一個についての金額
一〇九 (略)	(略)		
十 振動基準器			十三万六千二百円
十一・十二 (略)	(略)		

改 正 後		改 正 前	
(型式)		(型式)	
第二十五条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める型式は、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺)による。		第二十五条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める型式は、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺) 附属書Bによる。	
(高さ)		(高さ)	
第二十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺)による。		第二十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺) 附属書Eによる。	
(指定の基準)		(指定の基準)	
第三十条 (略)		第三十条 (略)	
2 法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。		2 法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。	
一 (略)		一 (略)	
二 法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺)によること。		二 法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺) 附属書Cによること。	
三・四 (略)		三・四 (略)	
(容量公差)		(容量公差)	
第三十三条 法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺)による。		第三十三条 法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺) の附属書Aによる。	

(傍線部分は改正部分)

(特定計量器検定検査規則の一部改正)
第三条 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第70号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第六条 (構造に係る技術上の基準) 法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準(以下「構造に係る技術上の基準」という)は、次条から第十五条までに定めるところによるほか、第二章から第十六章までに定めるところによる。	第六条 (構造に係る技術上の基準) 法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準(以下「構造に係る技術上の基準」という)は、次条から第十五条の三までに定めるところによるほか、第二章から第二十六章までに定めるところによる。

附 則
この省令は、令和七年四月一日から施行する。